



計画の推進体制

- 1 推進体制
- 2 計画の進行管理・評価

1 推進体制

置かれている状況が地区ごとに異なる地区別計画の取組みを支援するためには、全市一律の体制や補助制度を整えるだけではその推進を図ることはできません。本計画推進の行方を左右する最も重要なポイントは、地域の中で住民とともに行動デザイン等を活用しながら、地域福祉推進のマネジメントをすることができる核となる人材の確保です。

(1) 専門性を活かした支援体制づくり

地区には地域づくりに関わる市や市社協などの多くの職員がおり、連携を図っています。その中でも地域福祉分野においては、「地域福祉の拠点」として多くの困りごとの情報が集まり、住民とのつながりもある福祉ひろばの存在や、社会福祉法第109条において地域福祉の推進団体として規定されている市社協の果たす役割が肝心です。

そして、地域における行政機関の最前線として地域づくりの総合的な調整役を担っている地域づくりセンターとともに取組みを進めます。

これらを基軸として支援体制を構築するために、市社協では、地区担当職員が地域との密接な関わりをもち、地区の取組みをマネジメントする役割を担うための専門性を高めることに努めます。

併せて市は、地域福祉に関わる市職員の意識の向上を図るほか、市社協における専門性を高め活動の幅を広げるための取組みを人材育成・財政面において支援し、選択と集中によりその取組みが着実に実行されるよう、推進体制を検討します。

◇本計画推進における市・市社協の役割

役割分担	取組み内容
市社協の役割	地域の活動推進 地区担当職員の専門性の向上（地域福祉活動のマネジメント力） 地区別計画の進行状況把握 助成事業の提供と活用
市の役割	施策の総合的な推進 地区関係職員人材育成、市社協地区担当職員の人材育成支援 推進体制の基盤づくり 企業・NPO等との連携、関係機関の連携強化のための調整

◇地域福祉推進の支援をするために必要な専門性

- ・第3期計画の内容を地域住民等に向けて「分かりやすく説明できる」こと
- ・話しあいの場における「働きかけ、意見を聞く、意見を引き出す」こと
- ・地域の意見をもとに「取組みの優先順位付け、行動デザインをつくる」こと
- ・行動デザインを基に地域の取組みの「進行状況のチェック（評価）をする」こと
- ・住民や地域活動のいいところを「見つけて・ほめて・知らせる」こと

社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

（2）推進体制づくりにおけるその他のポイント

ア 多様な担い手の巻き込み

地域福祉の重要な担い手として、各種団体やサービス事業者、福祉施設を始めとする福祉活動を行う組織のほか、地域の企業やNPO、ボランティア団体、若者も「場づくり」への参画を促すことが大切です。

イ キーパーソンを見つける

地域の各種取組みにおけるキーパーソンを見つけることが大切です。それは、地区住民や、行政職員や、NPOや大学講師等かもしれませんが、地区の情報を持っていたり、専門的なスキルを既に持っているキーパーソンを見つけ、手助けしてもらうことも必要です。

ウ 関係職員間での意識共有

地域づくりセンター長、公民館職員、福祉ひろば職員、地区担当保健師、市社協地区担当職員、地域包括支援センター職員、福祉事務所職員など、地域福祉推進に関わる職員間で、意識の共有を図ることが大切です。職員連絡会等の開催により、情報交換や方向性の共有、取組方法の検討を行います。

エ 関係職員が人権に関する共通認識を持つ

地域住民や困りごとを抱える当事者と直接関わる機会が多い、上記ウの関係職員は、特にすべての人が持つ権利や、個人情報、一人ひとりの命や暮らしなどを大切にするという意識を高く持つ必要があります。当事者の思いに触れたり、人権学習を通して自分自身の倫理観を高め、それを関係職員間で共有することが大切です。

2 計画の進行管理・評価

本計画の進行管理・評価は、福祉ひろば（地域福祉）専門委員会が行います。定期的に関催される会議において、市社協は地区ごとの取組状況を把握するとともに報告を行い、市はその内容を取りまとめ、周知を図ります。

地区別計画の取組状況の評価には、第4編の「行動デザイン」を用いることが有効な方法です。地域福祉領域における評価とは、点数を付けたり結果数値だけを見て判断されるものではなく、自分たちの活動の価値を振り返り、周りに伝えていくために必要な作業です。

「行動デザイン」による評価は社協地区担当職員を中心として、主に3段階で行います。

◇第一段階 事前評価

目標達成に向けた「行動デザイン」を描きますが、その妥当性・有用性を評価します。これは地区内の話しあいにより検討を行います。

◇第二段階 プロセスの評価

「行動デザイン」に基づきながら複数の事業・取組みを実施していきませんが、取組みが始まってから3年目に途中経過の評価を行います。

現在進んでいる事業・取組みと、当初の「行動デザイン」との進捗状況の違いを見比べることで、不足している取組みや要素が見えてきます。

併せて、必要に応じて「行動デザイン」の見直しも必要です。

◇第三段階 結果・成果の評価

計画期間の5年が経過したところで振り返りを行います。「行動デザイン」に基づいて目標達成を目指してきた結果の評価を行います。

併せて、残された課題や、次の5年に向けた目標の設定を行っていきます。